

公益財団法人佐賀県産業振興機構公的研究費に関する契約の取引停止に係る取扱方針

公益財団法人佐賀県産業振興機構（以下「財団」という。）内において、公的研究費に関する契約に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、次のとおり取り扱う。

なお、「公的研究費」とは、国又は独立行政法人から財団に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

- 1 財団の職員等が受けた公的研究費の執行の際、業者の不正又は事故等のため、業者に対し財団が取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合、理事長は、「佐賀県建設工事等請負・委託契約にかかる指名停止等の措置要領（以下「県措置要領」と略。）」を準用して、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。
- 2 理事長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

附則

この方針は、令和2年2月7日から適用する。

公的研究費に関する契約の取引停止に係る取扱方針は廃止する。

附則

この方針は、令和3年4月1日から適用する。